

高鍋町あんしん見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者等と連携することにより、支援を必要とする町民を早期に発見し必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を構築し、誰もが安心して生活できる環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者 見守り対象者の発見及び情報の提供を行う民間事業者等で、高鍋町（以下「町」という。）と協定を締結した者
- (2) 実施機関 町及び協力事業者等から情報を受け、支援や対応を行う機関（地域包括支援センター、障がい者（児）等基幹相談支援センター等）
- (3) 協力団体等 高鍋町内で地域活動等を行う団体等
- (4) 要支援者 支援を必要とする町民

(運営主体)

第3条 本事業の運営主体は、要支援者区分ごとに以下の表のとおりとする。

要支援者区分	運営主体
子ども	福祉課、教育総務課
障がい者（児）	福祉課
高齢者	健康保険課
上記以外の者	福祉課

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協力事業者、実施機関及び協力団体等は、見守りネットワークの構築に取り組み、要支援者の発見及び情報の連絡、支援に至るまでの相互連携を図る。
- (2) 協力事業者は、普段の様子とは異なる状況や要支援者を発見した場合、実施機関に情報の連絡を行う。
- (3) 情報を受けた実施機関は、運営主体と連携し必要な支援や対応を行う。
- (4) 実施機関は、協力事業者及び協力団体等の拡充及び本事業の普及啓発を行う。
- (5) 実施機関は、協力事業者及び協力団体等に対して、定期的な情報交換や協議の場を設ける。

(協力事業者の参画)

第5条 協力事業者は、町と協定書を締結することで本事業に参画する。ただし、次の各号に掲げる者は協力事業者として参画することはできない。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び高鍋町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）に規定する暴力団
- (3) その他町長が不相当と判断した事業者

(個人情報取扱)

第6条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高鍋町個人情報保護条例（平成16年条例第10号）の規定によるものとし、特に慎重に取り扱うものとする。

2 協力事業者及び協力団体等は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

（協力事業者の公表）

第7条 町長は、町民に制度の周知を図るため、協力事業者の名称及び所在地について公表するものとする。ただし、協力事業者の同意を得た場合に限る。

（庶務）

第8条 本事業の庶務は、健康保険課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業運営について必要な事項は各運営主体において定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。